

## 1. 商品定義

- 1.1 メールボックス プラス：お客様は、本契約で指定されたプロバイダーのセンター（以下「当該センター」とします）にて郵便物を受領いただけます。お客様は、一部のセンターを除き、当該センターの住所をお客様のビジネス用の住所としてご利用いただくことが可能です。
- 1.2 テレフォンオンリー：お客様は、当該センターにて、プロバイダーが指定する電話番号、通常の営業時間中のお客様名での電話対応サービス、ならびに営業時間後および週末も含めボイスメール・アクセスをご利用いただけます。
- 1.3 バーチャルオフィスおよびバーチャルオフィスプラス：本契約条件 1.1 おおよび 1.2 条に記載される全てのサービス・規定が適用されます。これに加え、お客様は当該センターでファックスを受信いただくことも可能です。郵便関連の規定により、米国内でバーチャルオフィスをご利用いただいたお客様のみが、所定のビジネスセンターにて 1 ヶ月につき 2 日間のプライベートオフィスのご利用にもなれます。また受付でロビーディレクトリリスティングもご利用いただけます。また、バーチャルオフィスプラスの場合は全ての国において、当該センターにて 1 ヶ月につき 5 日間のオフィス利用が可能です。（但しオフィスの空き状況によりお断りする場合がございます）
- バーレーン、ヨルダン、レバノン、クウェート、オマーン、パキスタン、カタール、サウジアラビア、トルコ、アラブ首長国連邦でのバーチャルオフィスに関しては、「ビジネスパッケージ」を参照して下さい。

## 2. 本契約

- 2.1 利用規約の遵守：お客様は、本契約条件に加え、プロバイダーが当該センター利用者一般に課す利用規約を遵守してください。当該規約は、お客様が当該センターの円滑な使用のため作成し適用するものです。利用規約の内容はご利用いただく国ごとに異なりますので、各センターの担当者にご依頼ください。
- 2.2 契約期間：本契約は、本契約締結日から利用期間終了日までの間存続し、お客様の事由による途中解約は認められません。契約途中で退去される場合であっても、その事由の如何に関わらず、期間内の利用料金全額をお支払いいただきます。本契約期間終了時には、お客様または当社のいずれか一方より契約の終了の申し入れがされない限り、本契約と同じ期間か 3 ヶ月のいずれか長い期間、または当社とお客様が合意した更新期間が、自動的に延長されます（但し、準拠法により本契約の更新期間について法的制限のある場合を除く）。契約の満了日は、契約開始日の如何にかかわらず、すべて各月末日となります。更新後の月額オフィス利用料金は、更新時点での市場実勢相場を参考にした当社が定める金額となります。
- 2.3 契約終了：本契約記載の契約期間および更新期間の満了時には、お客様またはプロバイダーのいずれかが、相手方に 3 ヶ月前までに書面により通知することにより本契約は終了となります。ただし、本契約期間もしくはその更新期間が 3 ヶ月以下であるときにお客様またはプロバイダーが契約終了を希望する場合、通知期間は 2 ヶ月とし、または 2 ヶ月より短い期間の場合には本契約に記載される期間より 1 週間差し引いた期間とします。
- 2.4 本契約の即時解除：プロバイダーは、以下の事情が判明した場合には、お客様への通知により、その後の追加手続きを必要とすることなく、本契約をただちに解除することができます。これはお客様が、(a) 破産、倒産、清算に入った場合、期日内の債務の履行が不可能となる懸念がある場合、(b) お客様が本契約上のいずれかの義務に違反し是正が不可能であると判断されるか、もしくはプロバイダーが是正を求める通知を行ってから 14 日以内には是正されない場合、(c) またはお客様もしくはお客様が来訪を許可したかもしくはお客様が招待したセンターへの来客が、通常のオフィス利用から逸脱する行為を行ったと判断された場合が含まれます。この通常のオフィス使用については、プロバイダーが独自に判断するものとします。
- これらいずれかの理由でプロバイダーが本契約を解除する場合も、ご利用になった追加サービス分の料金、および解除されない場合に予定されていた契約満了時までの契約残存期間のバーチャルオフィス月額利用料等、その時点でお客様がプロバイダーに負う義務は一切免除されません。
- 2.5 指定されたセンターが利用できない場合：万一、プロバイダーが本契約記載の当該センターでサービスを提供できなくなった場合、本契約は終了し、お客様は契約終了日までのバーチャルオフィス月額利用料およびお客様がご利用になった所定のサービス料のみをお支払いください。この場合、プロバイダーはお客様のご要望に沿う他の当該センターをご提供するよう努力いたします。
- 2.6 従業員：本契約の有効期間中および終了後 6 ヶ月間、プロバイダーまたはお客様のいずれも、センター内にて雇用される相手方の従業員を故意に勧誘することまたはかかる従業員に雇用を申し出ることとはできません。この義務は、センター内にて雇用されるすべての従業員に対し、雇用

が終了するまでの期間および雇用の終了後 3 ヶ月間、適用されます。これに違反した側の当事者は、非違当事者に対し、かかる従業員の給与の一年間分に相当する額を支払うものとします。本項のいずれの事項も、直接的な雇用勧誘でなく、一方の当事者が広く一般に出された求人広告に誠実かつ独自に応募された個人を雇用することを妨げるものではありません。

2.7 お客様によるプロバイダー従業員の代理行為禁止：お客様は、本契約の全期間にわたり、お客様またはお客様のパートナー、メンバー、幹部職、もしくは従業員の内いずれも、プロバイダー、またはプロバイダーの関連会社、メンバー、幹部職、もしくは従業員を相手方とする紛争またはそのほかの法的手続において、プロバイダーの現または元従業員を代理してはならないこと、または弁護士もしくは法的助言を提供してはならないことに同意します。

2.8 通知：お客様とプロバイダーにおける正式な通知はすべて、本契約記載の住所に宛て書面で行なうこととします。お客様は、常に当該センターへ最新の連絡先を報告する責任を負うものとします。

2.9 秘密保持：本契約の条件は秘密情報です。プロバイダーまたはお客様のいずれも、法律上または関係当局により要求された場合を除き、相手方の同意得ることなく開示してはなりません。この義務は本契約終了後も存続します。

2.10 本契約：本契約は、関連するセンターが所在する国の法律に従って、判断、施行されるものとします。リージャスとお客様の双方は、裁判所による判断に従うこととします。もし、契約条件のいずれかの規約が、無効もしくは法的効力がないとされた場合でも、その他の規約は有効であるとします。日本では、全ての契約は東京地裁にて判断、施行されるが、フランスではいかなる件もパリ管轄権の法廷によって取り扱われるものとします。もし、契約条件のいずれかの規約が、無効もしくは法的効力がないとされた場合でも、その他の規約は有効であるとします。日本では、全ての契約は東京地裁にて判断、施行されるが、フランスではいかなる件もパリ管轄権の法廷によって取り扱われるものとします。

2.11 本契約の執行：お客様には、本契約の執行について当社が負う弁護士費用を含む合理的かつ適正な費用をお支払頂きます。

## 3. 順守

3.1 法令遵守：お客様の事業の遂行にあたっては、関係諸法令を遵守して頂き、ビジネスセンターの利用に関連して違法行為を行うことは禁止されています。プロバイダーもしくはその他の者によるセンターの利用を妨げるようないかなる行為、妨害もしくは迷惑行為、プロバイダーが支払う保険料が引き上げられるような行為、またはプロバイダーもしくは当該センターが入居する建物の権利者に損失もしくは損害を与える、または品位を落とす可能性のある行為を行なうことは固く禁止致します。

(1) 上記記載の条件は、プロバイダーがお客様との契約締結に至った重要な前提事項であり、

よって、

(2) 本項の上記につきお客様の違反行為があった場合には、重大なる契約違反を構成し、プロバイダーは、何らの通知または手続きなしに本契約を即時解除する権利を有するものであることを、お客様はご承諾するものとします。

3.2 サービス向上のため、プロバイダーグループ内で、お客様情報を共有しております。何卒ご理解賜ります様お願い申し上げます。

## 4. 利用

4.1 お客様は、プロバイダーが提供するサービスに競合する可能性のある事業、又は関連した事業を行なうことは、一切認められません。

4.2 お客様の名称および住所：お客様は、本契約に記載された商号またはその他事前に合意された商号のみによって、事業を行うことができます。

4.3 センター住所の利用：お客様は、当該センターの住所を自身のビジネス用の住所としてご利用いただくことができます。ご利用いただく国・地域の法律及びプロバイダーにより認められた場合を除き当該センターの住所を会社所在地として登記上の住所に利用することは認められません。プロバイダーからの書面による事前同意のないその他の目的での利用は固く禁止いたします。

## 5. プロバイダーの責任

準拠法により許される最大限の範囲において、プロバイダーは、本契約、サービス、またはお客様の施設に関連してお客様が被るいかなる損失、損害についてもプロバイダーの故意または過失に基づいて発生した損失、損害でない限り、お客様に対し一切の責任を負いません。プロバイダーは、故意または過失によるものでない限り、機械故障、従業員のストライキ、スタッフによる遅滞もしくは不履行、プロバイダーが入っている建物におけるプロバイダーの権益の終了もしくはその他の原因により、プロバイダーがサービスを提供できなかったために生じた損失に対し、一切の責任を負いません。お客様には、以下に記載する直接損害、間接損害、懲罰的損害、特別損害、または結果的損害の請求権を放棄しこれらの請求をしないことに明示的かつ具体的に同意いただきます。この損害には、事業上の損失、収益喪失、利益喪失、もしくはデータ喪失で、理由を問わず本契約から生じるもしくは本契約に関連して生じるいかなる損害、本契約に基づき提供されるサービスの提供不履行、サービスに関する過失もしくは怠慢、郵便物転送の配達遅延もしくはそのほか何らかの物品（郵便物、荷物等）の配達不履行、またはサービスの中断から生じるいかなる損害をも含みますが、これに限定されるものではありません。

## 6. 料金

6.1 公租公課：お客様は、以下の費用につき、お客様に対し、プロバイダーからの請求があった場合、これらをお支払いいただくものとします。

(1) 消費税、売上税、利用税、そのほかの税金、免許料など、当該センターが所在する政府当局に対して支払う義務を生ずるもの。（またプロバイダーから要請された場合には、これらの支払いを証明する書類をご提出頂きます。）また、(2) お客様の利用施設に関して、プロバイダーが政府当局に支払った税金。これには総受取金税、賃貸借税および占有税、有形固定資産税、印紙税又はその他の文書にかかる税金および手数料を含みますが、これに限定されません。

6.2 保証金：本契約締結に際して、月額オフィス利用料の2ヶ月分（別途、当社から異なる金額を提示している場合を除く）の保証金をお支払い頂きます。本契約締結時にお支払い頂いた保証金は、本契約によるお客様のすべての義務履行に対する担保として、利子を生じることなく当社がお預かりします。保証金の返却に際しては、保証金から未払料金、ビジネス継続サービス料金及び原状回復サービス料金、もしくはその他当社に支払われるべき料金を差し引いた上、その残額を、当社とお客様との間で精算が終了し、返済すべき額が定まった後、当社の指定する期日にお客様に返金いたします。保証金から未払料金、ビジネス継続およびオフィス原状回復サービス、ならびにその他プロバイダーに支払われるべき費用を差し引いた残額は、お客様からの書面による保証金の返却請求の後、プロバイダーとの間で精算が終了し、返済すべき額が定まり次第、お客様に返金いたします。

6.3 登録料：お客様にはご契約時、初回登録料をお支払いいただきます。この料金は利用規約に記載されていますので、あらかじめご確認ください。

6.4 御請求について：当社は全センターをあげて環境への配慮に日々努めております。環境への積極的な取り組みを通じて、お客様により選ばれる企業を目指しております。その一環としてペーパーレスを推進している観点から、今後は御請求書を電子メールにて送信させていただきます（法的に可能な地域に限る）。お支払いは、これまで同様、銀行振り込み、もしくはクレジットカードをお選び頂くことができます。本契約においてなされるお客様によるお支払いの全金額が、当社の他のグループメンバーへと譲渡されることもあります。

6.5 遅延違約金：お客様が支払期日までに料金をお支払にならない場合、全遅延額に対して遅延違約金をお支払いいただきます。遅延違約金は国により異なりますので、利用規約の記載事項をあらかじめご確認ください。お客様が請求額の一部について異議がある場合であっても、異議のない部分について支払期日までにお支払いいただかない場合、支払遅延とみなし、通常の遅延違約金が課されます。プロバイダーは、お客様に、遅延違約金を含め、支払の遅延がある場合、またはお客様が本契約の不履行の状態にある場合には、（施設内への立ち入りを禁止させていただくことを含め）プロバイダーの判断においてサービスの提供を停止する権利を有します。

6.6 残高不足：残高不足により、お客様の支払手段による決済が不能となった場合にも、お客様に違約金をお支払いいただきます。この残高不足に対する違約金は、国により異なりますので、利用規約の記載事項をあらかじめご確認ください。

6.7 プロバイダーは、契約開始日より1年経過毎に、お客様のバーチャルオフィス月額利用料を、毎年同日付にて小売物価指数またはプロバイダーが代用するそのほかの広く知られる同様の指数の上昇率に相当する料率で増額します。ただし、前記の増額が当該センターが属する地域の準拠法により認められない場合には、バーチャルオフィス月額利用料は、利用規約の記載どおりに増額しますので、あらかじめご確認ください。これは、

当初契約期間が12ヶ月を超える契約にのみ適用されます。尚、更新契約時の料金については、本契約条件2.2条（「期間」）に従い料金の改定がなされ、更新契約期間が12ヶ月を超える契約にのみ本項の規定が適用されます。

6.8 月額固定サービス料：バーチャルオフィス月額利用料およびお客様のご希望に応じて提供されるその他の月額固定サービス料については、全て前払いにて毎月お支払いいただきます。支払期日は国によって異なりますので、利用規約の記載事項をあらかじめご確認ください。日額が適用される場合、当該月の請求はその月額利用料の30倍となります。1ヶ月未満の期間については、月額利用料は日割りで適用されます。

6.9 追加サービス料：追加サービス料は、その時点で公表しております料金にて請求され、その追加サービスが提供された月の翌月以後払いとなります。支払期日は国によって異なりますので、利用規約の記載事項をあらかじめご確認ください。

6.10 特別値引き料金、プロモーション料金：契約条件不履行や利用規約違反、または、料金の支払遅延が2回以上発生した場合、御提供している優待割引、プロモーションや、その他特別キャンペーン等の特典を即時破棄します。